介護保険施設等集団指導

夜勤体制による減算について
（短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設、介護保健施設）



夜勤体制による減算について

Point

夜勤職員基準は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。））がありますが、これらの規定は、**夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定**ですので、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めてください。

（参考）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年３月８日付け老企第40号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

夜勤体制による減算について

Point

夜勤職員基準に満たない日が、ある月に連続して２日または４日以上発生した場合、翌月に利用者等全員の所定単位数が減算。

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されます。**

イ　夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合**

ロ　夜勤時間帯において**夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合**

（参考）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年３月８日付け老企第40号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

夜勤体制による減算について

Point

夜勤を行う職員の員数の算定における**利用者等の数は、前年度の平均を用い、小数点以下切り上げ。**

<u>夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、当該年度の前年度</u>(毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度。以下同じ。)**<u>の平均</u>**を用います(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、**<u>小数点以下を切り上げるものとします。</u>**

（参考）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年３月８日付け老企第40号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

夜勤体制による減算について

Point

夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数の整数部分は、夜勤時間帯を通じて配置。

夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとします。

また、**夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置してください。**

なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はありません。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めてください。

（参考）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年３月８日付け老企第40号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

夜勤体制による減算について

Point

夜勤職員基準を満たしていない場合、夜勤職員配置加算の算定不可。

夜勤職員基準を満たしていない場合、夜勤職員配置加算は算定できません。

（参考）厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年２月10日付け厚生省告示第29号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年３月８日付け老企第40号各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

集団指導（夜勤体制による減算について）は
以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

